

人権擁護推進員の皆様へ

人権擁護推進員の皆様は、高齢者の方々の人権を守るため、日々様々な取り組みを行われていることと思います。

その中で、「認知症が進行しており、いろいろな手続きができない」、「施設に入居されている方の金銭管理が難しい」といったこともあると思います。

そんな時、利用できるのが「成年後見制度」です。

この資料では、成年後見制度について、基本的なポイントを説明しています。これからの皆様の業務の一助となることと思いますので、ぜひ御一読ください。

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
福祉保健総務課



成年後見制度をご存じですか？



成年後見制度とは？



成年後見制度とは？

- ・ 認知症や精神障害・知的障害などにより、判断能力が不十分な方が、日常生活で様々な手続きや契約を行う際に、不利な契約や悪徳商法の被害から本人を法的に守る制度のこと。

周りにお困りの方はいませんか？

- ・ 高齢の親戚が悪徳商法の被害にあったが、また被害にあいそうで不安だ…
- ・ 祖父が認知症になり、銀行で「本人でも親戚であっても預貯金の引き出しはできない」と言われた…
- ・ 親戚に任せていた財産が勝手に使われているようだ…



成年後見人がしてくれます！

例えば…

○身上保護

- ・ 必要な福祉サービスが受けられるよう、施設入所などの各種手続き
- ・ 医療機関の受診や入院の契約、費用の支払い
など

○財産管理

- ・ 預貯金の引き出し、生活費などの適切な管理
- ・ 不要な不動産や荷物などの処分
など





誰が成年後見人になるの？



成年後見人になれる人

- 専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士など）
- 親族
- 法人（市町村社会福祉協議会など）
- 市民後見人

それぞれのケースに応じて、家庭裁判所が最適な成年後見人を選任します。



成年後見人にお金を悪用されることはない？



第三者に金銭管理や手続きを任せるのは不安…



後見人は、家庭裁判所がいろいろな調査を行い、その人にとって適切な後見人を選任します。また、後見人がついた後も、家庭裁判所が後見人に定期的に報告を行ってもらい、後見業務が適切に行われているか監督します。

誰に相談して 申立てしてもらえばいいの？

家庭裁判所



誰が申立てできるの？

○本人

○配偶者、4親等以内の親族

親、孫、おい、配偶者のおば など

○市町村長

地域包括支援センター
相談支援事業所 など

○検察官

など

成年後見制度にかかる費用



申立・利用に必要な費用は？

	申立に必要な費用
申立手数料(収入印紙)	800円
登記手数料(収入印紙)	2,600円
その他	戸籍謄本、登記事項証明書、 診断書、連絡用郵便切手(以上で1万円程度) 鑑定料※

※鑑定料：必要な時に、本人の判断能力の程度を医学的に十分確認するために、医師による鑑定を行うための費用です。ほとんどの場合は10万円以下になります。
(行われない場合が多い)

なお、法定後見制度の利用開始後に、後見人等から請求があった場合には、家庭裁判所の判断により、報酬の支払いが必要になります。(目安は通常2万円/月程度)

成年後見制度に関するご相談

- × お住まいの市町村窓口
地域包括支援センターや相談支援事業所など
- × 県成年後見支援センター
TEL：073-435-5248
- × 県福祉保健総務課
TEL：073-441-2476

成年後見の申立てや手続きのご案内

- × 和歌山家庭裁判所
TEL：073-428-9951